三〇六四番
地先道路敷
三〇六五番巳
三〇八三番
三〇八三番丑
三〇八三番子
三〇八四番一
三〇八四番二
五号
七号
八号から十三号まで、十七号から二十四号まで及び三十三号
十四号
十五及び十六号
二十五号
二十六号から二十八号まで
二十九号から三十一号まで
三十二号
三十四号
三十五号
三十六号
三十七号
三十八号
三十九号及び四十号
四十一号及び四十二号
四十三号
四十四号及び四十七号
四十五号
四十六号
四十八号から五十号まで
五十一号
五十二号から五十四号まで
五十五号から五十七号まで
五十八号
五十九号及び六十号

新潟県上越市牧区宇津俣
字清水平
八五四番一
八五一番
八五〇番
八四九番
八四七番一
八四七番四
八四七番三
地先水路敷
字二ゴリ池
八三二番一
八三二番五
一七八三番一
一七八二番一
八三三番三
八〇七番二
一七八二番三
一七八二番二
一七八一番
八〇六番
八三五番
八四四番

○国土交通省告示第四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を市道大谷口線の道路敷に沿って結んだ線、標柱十一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を市道大谷口線の道路敷に沿って結んだ線、標柱十四号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県いちき串木野市羽島
字萬造寺平
四〇二二番
四〇二六番
四〇一一番
四〇一〇番
三九九一番
三九九九番
四〇三一番
四〇三〇番
字陣ノ岡
三九八七番二
三九八七番一一
三九八九番一
三九八八番二
一号
二号
三号
四号及び五号
十号
十一号
十二号及び十三号
十四号
十五号及び十六号
六号
七号
八号
九号

○国土交通省告示第四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大亀谷

二　砂防法第二条の土地の表示

島根県飯石郡飯南町頓原の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°04′52.5274″	132°47′16.9641″
2	35°04′53.4883″	132°47′16.4038″
3	35°04′54.8255″	132°47′16.2345″
4	35°04′55.4085″	132°47′16.6388″
5	35°04′55.6022″	132°47′17.0608″
6	35°04′55.8814″	132°47′17.3819″
7	35°04′56.2825″	132°47′17.5733″
8	35°04′56.3817″	132°47′16.7119″
9	35°04′56.5297″	132°47′16.5433″
10	35°04′56.9120″	132°47′17.1044″
11	35°04′57.8051″	132°47′16.9936″
12	35°04′59.2746″	132°47′17.3922″
13	35°04′59.5158″	132°47′17.7451″
14	35°04′59.4281″	132°47′17.8700″
15	35°04′57.9528″	132°47′17.4560″
16	35°04′57.5529″	132°47′17.7526″
17	35°04′57.2477″	132°47′17.8340″
18	35°04′57.0495″	132°47′18.7224″
19	35°04′56.8032″	132°47′18.7212″
20	35°04′56.4868″	132°47′18.7188″
21	35°04′55.8743″	132°47′17.9514″
22	35°04′55.5462″	132°47′17.3848″
23	35°04′55.0103″	132°47′16.6212″
24	35°04′54.6856″	132°47′16.5162″
25	35°04′53.5456″	132°47′16.6642″
26	35°04′52.5872″	132°47′17.2243″

○国土交通省告示第四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水船谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町森部の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線、十二点と十三点を昭和四十四年建設省告示第八百十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線及び令和六年国土交通省告示第五百十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、十三点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°19′40.0028″	130°43′11.4765″
2	33°19′39.6046″	130°43′11.6966″
3	33°19′39.2215″	130°43′11.6796″
4	33°19′38.8422″	130°43′11.5582″
5	33°19′38.3897″	130°43′11.5853″
6	33°19′37.6517″	130°43′12.2095″
7	33°19′35.7373″	130°43′12.5549″
8	33°19′34.5144″	130°43′12.6969″
9	33°19′33.2157″	130°43′13.2428″
10	33°19′29.6168″	130°43′13.0826″
11	33°19′28.4926″	130°43′12.4904″
12	33°19′28.1531″	130°43′12.7582″
13	33°19′27.5523″	130°43′09.7275″
14	33°19′27.9795″	130°43′09.7381″
15	33°19′28.4737″	130°43′10.8727″
16	33°19′29.2502″	130°43′10.7878″
17	33°19′30.2249″	130°43′11.3355″